# 随意契約理由書

業務名：大阪府立佐野支援学校アスベスト除去工事

本業務は、大阪府立佐野支援学校の電気室において検出されたアスベストの除去工事を実施するものである。

当該電気室ではアスベストの存在が確認されており、法定点検等で自家用電気工作物点検業者（以下「点検業者」という。）が立ち入るため、点検業者の安全確保の観点から、速やかに対策工事を実施する必要がある。

また、本工事は、アスベストの飛散防止対策を徹底しながら施工する必要があり、安全管理及び周辺環境への影響防止を含め、現場状況を十分に把握したうえで慎重かつ確実に実施しなければならない。さらに、本工事で取り扱うアスベストはレベル１に該当し、法令に基づき作業開始の 14 日前までに届出を行う必要があることから、契約締結及び施工準備を速やかに進める必要がある。

佐野支援学校では過去にアスベスト除去工事を実施しているが、当該電気室については、工事に伴う停電により長期間にわたり学校運営を停止する必要があったため、これまで除去が行われていなかったが、佐野支援学校が６月下旬に校内調整を行い、今年度工事を実現することが可能になった。

しかしながら、アスベストの飛散防止を徹底し、生徒や教職員に影響が及ばない夏休み期間中に除去工事を完了させる必要があることから、本工事の施工に当たり、電気室でのアスベスト除去工事及び府立学校におけるアスベスト除去工事の施工実績を有しており、短期間での施工計画の策定及び円滑な工事実施が可能な三貴株式会社と契約するもの。

また、本工事は、生徒が登校しない期間に限って実施する必要があり、施工可能な期間が限定されている。学校側では工事期間中の学校運営停止について既に調整を行っており、この機会を逸した場合、アスベストが残置されることとなる。

以上のことから、本業務については三貴株式会社から見積書を徴収し、その見積金額が予算の範囲内であり、かつ予定価格以下である場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第６号の規定に基づき、同社と随意契約を締結するものである。

業者名：三貴株式会社
大阪市都島区中野町４丁目 15 番 20 号

実　績：大阪府立成城高等学校管理教室棟アスベスト除去工事
平成 27 年５月 26 日～平成 27 年９月４日
¥13,176,000